

## 資料 2 決算参考資料の説明

### 国民健康保険特別会計について（用語等の説明）

国民健康保険は、被保険者の皆さんがお納めする「国民健康保険税」と、法律により定められた国、県等からの負担金や交付金、また町の一般会計から資金を繰り入れて運営しています。国民健康保険が提供している保険給付サービスは、大別して 3 つの区分があります。

1 つ目は、「保険給付費」です。

これは、医療機関等に診療の報酬として支払う「療養給付費」、補装具を作成した時や一旦自費で医療を受けた後などに、申請に基づき保険者負担分を支払う「療養費」、そして、一定以上の医療費負担を支給する「高額療養費」があります。また、出産や葬祭費用に対しても給付を行っています。

2 つ目は、「後期高齢者支援金」です。

75 歳以上の住民等を対象とした「後期高齢者医療制度」に対し、国保を含む全ての保険者が公平に支援金を支払い、もって後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るための経費です。

3 つ目は、「介護納付金」です。

これは、40 歳以上 65 歳未満の「介護保険第 2 号被保険者」の方々から、国民健康保険税として介護保険料相当額をいただいておりますが、その相当額について介護保険事業に支払うための経費です。

次に、国民健康保険の被保険者についてですが、大きく分けて「一般被保険者」と「退職被保険者等」の 2 種類があります。

「退職被保険者等」とは、

- ① 65 歳未満の被保険者
- ② 厚生年金や共済年金などの受給権を持つ（現役時代に一定の期間以上、企業等に勤めていた）方と、その方に扶養されている方

であります。退職被保険者等については、平成 27 年度以降新規の資格取得は行わないこととなっておりますが、平成 26 年度までに退職被保険者等として資格を取得した方の保険給付については、これらの方々が必要時代に加入していた健康保険が、社会保険診療報酬支払基金を通じて負担します。そのため、経費の区分を分かりやすくするために、保険給付費は「一般分」と「退職分」に分けて経理しています。

### 平成 27 年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算（参考資料）の説明

1 ページの A 表は、国民健康保険の加入状況について、世帯数・被保険者数

などを年度別に示したものであります。

平成27年度末の世帯数は4,525世帯、被保険者数は7,768人で、前年度と比較し、世帯数、被保険者数ともに減少しています。

国保加入率は、世帯数は町全体の約1/3(34.29%)、人口では約1/4(22.61%)となっています。

平成27年度の特徴としまして、年間平均の被保険者数が前年度と比較して195人減少しています。27年度中に後期高齢者医療に移行した方が341人おられたことから、高齢化の進行に伴い後期高齢者医療への移行者が増加していることが要因と考えられます。

2ページ、3ページのB表は、国民健康保険事業の収支状況であります。

科目ごとの詳細につきましては、先ほどの「資料1」においてご説明いたしましたので、5年間の推移からみる傾向についてご説明いたします。3ページの支出の欄をご覧ください。

下から3行目、支出の合計欄をみますと、23年度の約30億8,200万円から、27年度は約38億8,100万円と、約7億9,900万円増加しています。このうち、平成27年度の保険財政共同安定化事業の制度改正による増加分、約4億9,000万円を控除しますと、約3億900万円が23年度からの実質的な増加分となります。この要因ですが、医療費のうち保険者負担分を支出している保険給付費が約2億2,300万円増加しておりますのと、高齢化の進行に伴って後期高齢者支援金等が約7,100万円増加しています。医療技術の高度化、高齢化の進行に伴い、この傾向は今後も続くものと考えております。

また、2ページの収入につきましても、経費となる支出の増加に伴って国庫支出金が23年度以降増加するとともに、高齢化の進行に伴って前期高齢者交付金も増加しています。

なお、国民健康保険では、後年度の財政需要に備えるための「財政調整基金」を保有しています。先ほど資料1のご説明の中でもふれましたが、基金から生じる利子を積み立てるとともに、決算収支の状況に応じて任意の積立を行っております。27年度については、利子を29万401円積み立てた結果、27年度末の基金残高は1億9,691万44円となっています。

続きまして、4ページと5ページは、社会保険診療報酬支払基金から交付され、または支払基金に納付する、前期高齢者交付金、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、介護納付金の金額の推移を示した表であります。ここに挙げている4つの科目は、いずれも当該年度の所要額を概算で計算するとともに、2年前の所要額を実績に合せて精算し、当該年度概算額と前々年度精算額を合せた額が交付され、あるいは納付するものであります。

4ページの前期高齢者交付金、納付金については、65歳から74歳の前期高齢者に係る医療費負担の偏在を保険者間で財源調整する制度です。現役世代が多

い被用者保険に比べ、国民健康保険は構造的に会社等を退職された方が多くなっています。このため、被用者保険に比べて前期高齢者の占める割合が高くなり、その結果、前期高齢者交付金として多くの交付金額を受け取ることとなります。27年度の前期高齢者交付金は約9億6,500万円でしたが、28年度はさらに増加し、約9億8,200万円となる見込であります。

5ページの後期高齢者支援金つきましても、ここ5年間で増加傾向にあります。高齢化の進行に伴い、今後も増加傾向が続くものと考えております。

なお、介護納付金につきましては平成26年度まで増加傾向にありましたが、平成27年度は約2,020万円減少いたしました。これは、介護給付費全体に占める第2号被保険者保険料の負担割合が、26年度の「29%」から、27年度は「28%」に変更されたことによるものです。

続いて6ページは、医療費のうち、療養給付費、療養費、高額療養費について、過去3か年の傾向を分析したものです。それぞれの項目について、1人当たり年間受診件数や1人当たり年間費用額等を示しております。

3ページの収支状況B表をみますと、保険給付費は26年度に比べて約7,500万円、率としては3.3%増加しています。この傾向は6ページの各数値にも表れておりまして、「2. 療養給付費の状況」で、27年度の数値と26年度の数値を比較しますと、1人当たり年間受診件数、1件当たり年間費用額、1人当たり年間費用額の全てで増加しております。とりわけ1人当たり年間費用額は19,974円、率でいうと6.0%の大きな増となっております。この要因ですが、資料の8ページ、保険給付の状況の内訳表をみますと、一般被保険者において、調剤に係る費用額が26年度に比べて約5,800万円増加するとともに、入院外においても約3,400万円増加するなど、全体として費用額が増加傾向にあることが影響しているものと考えられます。

「3. 療養費の状況」を見ますと、1人当たり年間費用額が増加しているものの、1人当たり年間受診件数が減少しています。被保険者数そのものが減少していることと併せ、療養費決算額としては一般・退職ともに減少しています。

「4. 高額療養費の状況」を見ますと、1件当たり支給額は26年度に比べて減少しているものの、支給件数、年間支給額は増加しています。平成27年1月に、70歳未満の方に対する高額医療費自己負担限度額について、所得階層を細分化してよりきめ細やかに限度額を設定する見直しが行われましたが、この影響で支給件数が増加した可能性も考えられます。

7ページの保険給付状況(C表)は、一般被保険者に係る保険給付状況の内訳であります。

療養の給付等と療養費の合計については、件数が3,516件増加し、保険者負担分も4.7%増加しています。高額療養費についても、件数が517件増加し、保険者負担分も9.7%増加しています。

8 ページは、一般被保険者に係る療養の給付等の内訳であります。

訪問看護を除く全ての項目で費用額が増加しており、全体の費用額も約 1 億 2,600 万円増加しています。受診件数が 2.9%増加するとともに、資料の 13 ページを見ますと、1 件当たり費用額の各項目が 26 年度より増加していることが要因と考えられます。

9 ページは、一般被保険者に係る前年度給付状況との対比であります。7 ページ C 表の療養の給付等、療養費、高額療養費を月別に比較し、動向が分かるようにしております。療養の給付は診療月、療養費と高額療養費は支給月ごとに記載しております。

10 ページの保険給付状況（F 表）は、退職被保険者等に係る保険給付状況の内訳であります。

退職被保険者等の数は、年間平均で前年度から 164 人減少しています。保険給付の状況につきましても、療養の給付等、療養費において、件数・費用額・保険者負担分ともに減少していますが、高額療養費においては件数・保険者負担分ともに増加しています。

11 ページは、退職被保険者等の療養の給付等の内訳であります。

入院、食事療養以外の項目においては、件数・日数・費用額ともに減少していますが、入院、食事療養では日数・費用額が増加しています。医療費が高額になりやすい入院において費用額が増加していることが、先に挙げた高額療養費の増加にもつながったものと考えられます。

12 ページは、退職被保険者等に係る前年度給付状況との対比であります。10 ページ F 表の療養の給付等、療養費、高額療養費を月別に比較し、動向が分かるようにしております。療養の給付は診療月、療養費と高額療養費は支給月ごとに記載しております。

13 ページは、保険給付状況について、1 件当たりの費用額、1 人当たりの費用額、1 件当たりの日数をそれぞれ示したものであります。

退職被保険者等において、1 件当たりの費用額、1 人当たり費用額のいずれもが増加しています。伸び率も高く、このことが、高額医療費自己負担限度額を超過するケースの増加につながり、退職分の高額医療費が増加したのと考えられます。

一般被保険者についても、1 件あたり費用額、1 人当たりの費用額ともに増加しています。特に歯科においてやや高い伸び率となっています。

1 件あたりの日数については、退職被保険者等に係る入院において 3.38 日、率で申しますと 26.8%増加しており、入院の長期化傾向がうかがえます。

続きまして国民健康保険税の収納状況につきまして、14 ページの資料に基づき説明いたします。

一般分と退職分を合わせた医療分・後期高齢者支援分と介護分全体の保険税収納率は71.8%で、前年度より0.1%上昇しています。

一般分では、現年分は91.5%、滞納繰越分は17.2%となり、現年分収納率が前年度と同率、滞納繰越分が1.0%上昇しています。現年分・滞納繰越分を合わせた徴収率は71.2%で、前年度より0.6%上昇しています。

退職分の収納率は、現年分は96.6%、滞納繰越分は30.2%となり、現年分収納率が前年度より0.3%上昇、滞納繰越分が8.5%下降しています。現年分・滞納繰越分を合わせた徴収率は82.7%で、前年度より3.5%下降しています。

なお、15 ページ以降は、14 ページの保険税の内訳としまして、15 ページに医療分、16 ページに後期高齢者支援分、17 ページには介護分の収納額、収納率を記載しております。

国民健康保険税については、軽減対象世帯数が増加するなど、依然納付が困難な被保険者が多数存在する現実があります。しかし、口座振替の推進、分割納付や徴収員による訪問徴収、過年度分保険税滞納者に対して有効期間が短い「短期被保険者証」を交付することによる納付・相談機会の確保、債権差し押さえ等の滞納処分を実施し、収納額の確保を図っていきます。